

II 32 語の定義・解説等

1. 養護 *Yogo*

キーワード：養護教諭，養護訓導，学校教育法，一般養護，特別養護，健康保持，健康増進，保健体育審議会答申

【定 義】

養護とは、養護教諭の職務として学校教育法第37条第12項において「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」と規定されている言葉であり、児童生徒等の心身の健康の保持（健康管理）と増進（健康教育）によって、発育・発達の支援を行うすべての教育活動を意味している。

【解 説】

学校教育法において、教諭は「児童の教育をつかさどる（第37条第11項）」とあり、養護教諭は「児童の養護をつかさどる（同条第12項）」と規定されていることから、養護とは教育職員である養護教諭に定められた固有の職務であると捉えることができる。

わが国において、養護という言葉が使われ始めたのは、1890年頃のヘルバート教育学による教育上の3方法（教授・訓練・養護）の提唱であった¹⁾と言われている。この時、養護は「主に健康を保持増進させる働きのこと」と捉えられ、すべての教員の任務と考えられた。その後、身体検査の徹底などによって病弱・虚弱といった問題をもつ者への特別な援助（=特別養護）が求められるようになり、専門的知識と技術を持つ特別な職員が行うべきものと考えられるようになった。これに対して、教員が担うべき従来の任務は一般養護と捉えられた。1941年の国民学校令では、虚弱児等「特別養護の必要ありと認むる者のため」の学級をおく学校には必ず養護訓導を置かねばならないと定められ、「養護訓導ハ……児童ノ養護ヲ掌ル」と明記された。

その後、養護という言葉は、養護教諭以外にも「養護学校」、「児童養護施設」、「要養護児童」、「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」など学校教育や社会福祉の分野で使われてきたが、「養護学校」は学校教育法の改正によって2007年4月1日以降は特別支援学校に改称された。

このような中、1972年の保健体育審議会答申では養護教諭の職務として「心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導にあたり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導にあたる」、さらに「一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する」と示された。この指摘において、養護とは特別な配慮を要する子どもも含むすべての子どもたちの健康を保持増進する活動であることが強調されたと言える。つまり、日常の教育活動を通して、すべての子どもたちの健康保持（健康管理）と健康増進（健康教育）を行う活動が“養護”であると捉えることができる。

養護の概念²⁾は目的・対象・機能という視点で広くとらえられるが、法律で「養護」の専門家としての位置づけにあるのは養護教諭のみである³⁾。よって、本学会は「日本養護教諭教育学会」の英語表記を考える中で「養護教諭」の英訳について検討し、*Yogo teacher*と表記することを2001年10月の総会で決議した。これは、日本語の「yogo」をつかさどる「teacher」という意味であり、「養護」の概念に相当する英語が存在しないことから、敢えて日本に固有の養護教諭がもつ優れた独自性を世界に発信するという意図で決定したものである⁴⁾。

文 献

- 1)杉浦守邦：養護教員の歴史、35、東山書房、1974
- 2)大谷尚子：第1章 養護の概念、大谷他編著「養護学概論」第4版、20-29、東山書房、2004
- 3)大谷尚子：わが国における「養護」という言葉の使われ方について、日本養護教諭教育学会誌、4(1), 109, 2001
- 4)理事会：日本養護教諭教育学会の英語表記に関する検討の経緯について、日本養護教諭教育学会誌、7(1), 97-98, 2004

2. 養護学 *Yogo science/Yogo science and art*

キーワード：理論、知識、技術、学問体系、養護実践学、養護基礎学、養護教育学

【定義】

養護学とは、養護教諭の専門性を支える理論と技術の学問体系である。

【解説】

養護教諭の専門性を支える「学」に関する検討の始まりは、1978年に杉浦が提唱した救急養護学¹⁾と考えられる。これは、学校の保健室で養護教諭によって行われる救急処置には、「独自の理念」「独特の手順」「特別の内容」があるという考え方のもと、それらを明らかにして学問的に体系づけようとした試みであった。

「養護学」という言葉が学会で用いられたのは、日本学校保健学会（1997年）における「養護活動を支える理論の構築に向けて」と題したシンポジウムである。ここで、養護教諭の活動（養護活動）の根拠となる学問体系（養護学）が必要であること、養護教諭の養成教育内容を充実させるための養護学の確立が急務であることが指摘された^{2) 3)}。さらに、本学会の第8回学術集会（2000年）において「養護学の確立をめざして」と題したシンポジウムが行われたが、養護学の体系化には未だ至っていない。

しかしながら、現在、養護教諭の養成カリキュラムを検討してきた日本教育大学協会全国養護部門研究委員会は、カリキュラムの新たな枠組みとして「養護基礎学」と「養護実践学」を包括した「養護学」を提案している⁴⁾。

また、1993年に大学院教育学研究科に養護教諭の専門領域として「養護教育専攻」が設置されたことに鑑み、養護教諭の実践から固有の理論を導き出すような「養護教育学」の提案もなされている⁵⁾。養護学の構築には独自の方法論の検討が必要であるとの指摘⁶⁾もあり、養護教諭の実践の集積による実践科学としての養護学、あるいは養護教育学の確立にむけた検討が進められている。

文 献

- 1) 杉浦守邦：救急養護学序説、16-17、東山書房、1978
- 2) 堀内久美子、中安紀美子、中川勝子他：養護活動を支える理論の構築に向けて、学校保健研究、39(6), 498, 1998
- 3) 大谷尚子：『養護』の原点と養護学の全体構想、第44回日本学校保健学会講演集、75-78、1997
- 4) 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭養成におけるカリキュラムの改革に向けて、18, 2000
- 5) 後藤ひとみ：養護教諭の実践を支える学問と養護教育学、日本養護教諭教育学会第14回学術集会抄録集、15-17, 2006
- 6) 後藤ひとみ：養護学構築へのアプローチ—養護教諭固有の「方法論」の探究一、日本養護教諭教育学会、4(1), 8-9, 2001

3. 養護教諭 *Yogo teacher*

キーワード：養護、教育職員、教育活動、発育発達支援、健康保持、健康増進、職務内容、教育職員免許法

【定義】

養護教諭とは、学校教育法で規定されている「養護をつかさどる」教育職員であり、日本養護教諭教育学会では、「養護教諭とは、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である」（2003年度総会決議）と定めている。

【解説】

学校教育法第37条第12項において「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」と規定されており、この条項は同法第49条によって中学校、第62条によって高等学校、第70条第1項によって中等教育学校、第82条によって特別支援学校に準用されることから、養護教諭は小学校・中学校・高等学校等において“児童生徒の養護をつかさどる”教育職員であると言える。また、免許状の取得についても教諭と同様に教育職員免許法で規定されていることからも教育職員としての位置づけが明確である¹⁾。

なお、学校教育法第37条第17項に養護助教諭が規定されているため、養護教諭・養護助教諭等を合わせて養護教員と呼称することがあるが、養護教員は養護教諭と同義であると考えて差し支えない。

養護教諭とは何かを明らかにするためには、その専門性、役割、機能、求められる能力などから捉えることができる。小倉は執務項目で捉えられていた養護教諭の役割を専門的機能で捉え、他の関連職種に代行できないユニークな専門性が教育保健（学校の機能である教育のための保健、教育の目的達成に資する保健）にあることを指摘した²⁾。

1972年の保健体育審議会答申では、「養護教諭は、専門的立場からすべての児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導にあたり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導にあたるのみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。」として、その主体的な役割が示された。

1997年の保健体育審議会答申では、養護教諭の新たな役割として、「養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う健康相談活動」が提示された。さらに、保健主事登用の制度改正（1995年）が行われたことに伴って、企画力・実行力・調整能力なども養護教諭に求められる資質として示された。

2008年の中央教育審議会答申では、養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っていることが述べられた。さらに、養護教諭の職務として、1972年や1997年の保健体育審議会答申で示された主要な役割をふまえて、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などが挙げられた。また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、コーディネーターの役割が求められている。

これらの役割や能力などから、養護教諭は教育職員として、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行っていると言える。

文献

1)後藤ひとみ：第4章 養護教諭の教育 1.養護教諭養成課程における教育、三木とみ子編集代表「三訂 養護概説」、50-58、ぎょうせい、2005

2)小倉学：養護教諭—その専門性と機能—、125-131、東山書房、1970

4. 養護教諭教育 *Yogo teacher education*

キーワード：養護教諭、資質向上、力量形成、養護実践、養成教育、現職研修

【定義】

養護教諭教育とは、養成段階における教育と卒業・修了後に行われる現職研修や自己教育なども含めた、「養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動」を意味している。

【解説】

養護教諭教育は、日本養護教諭教育学会の前身である全国養護教諭教育研究会（以下、研究会と略する）の設立に際して提唱された言葉であり、学会会則第2条には、「本会は、養護教諭教育（養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動）に関する研究とその発展を目的とする。」と定められている。したがって、養護教諭教育の語意は、本会の名称や目的が定められた経緯から捉えることができる。

研究会は1992年11月に設立され、設立の背景には日本学校保健学会の「養護教諭養成教育のあり方」をテーマとした要望課題と共同研究（1980年代の約10年間の取り組み）がかかわっていた¹⁾。共同研究の成果は『これから養護教諭の教育』（東山書房）として出版されたが、これを節目として、養護教諭の養成教育に関わる課題を共有し検討し合う全国的な組織設立への気運が高まり、研究会が発足した。

この研究会は1997年4月より日本養護教諭教育学会へ改称し、翌年3月に創刊された学会誌の巻頭言で、世話人代表から「養護教諭の教育は、望ましい養護教諭を目指して行われる養成段階の教育や現職教育・研修などすべてを含めて考える」²⁾という養護教諭教育の基本的な考え方示された。これは、日本教師教育学会の教師教育の考え方に対するものであったが、その後、現職養護教諭の入会が増加し、養護教諭の資質や力量を高めるための研究を行う学術的な組織としての期待と責任が大きく課せられるようになったことから、「養護教諭の多様な実践を蓄積し、優れた実践を掘り起こすことで養護教諭の力量形成や質の高い実践について研究し交流する」という実践と研究をつなぐ活動が明記されるようになった。

つまり、本会の名称に冠している養護教諭教育は、「養護教諭の実践」と「養成教育」と「現職研修」をテーマとした交流や研究が三位一体で行われ、養護教諭の資質や力量の形成と向上につながるものである³⁾。したがって、学会が目的としている養護教諭教育に関する研究とその発展は次の3面から深めることになる。第1は、養護実践の蓄積や優れた実践の掘り起こしによって養護教諭の力量形成や質の高い実践について検討する「養護実践の研究」である。第2は、養成機関の種別を超えた全国的な交流による教育内容の改善やカリキュラム開発、養護実習の指導を通して育てられる養護教諭の能力や力量向上について検討する「養成教育の研究」である。第3は、養成・採用・研修というつながりの中で養護教諭の資質向上や力量形成に寄与する研修（自主研修を含む）について検討する「現職研修の研究」である。これらの研究が養護教諭教育そのものであり、practice, training, researchの融合によって *Yogo teacher education* を実現するための唯一の学術的組織が日本養護教諭教育学会である。

文 献

- 1)堀内久美子：最近の話題から 2)全国養護教諭教育研究会の活動、保健の科学、37(7), 61-462, 1995
- 2)堀内久美子：学会誌発刊に寄せて、日本養護教諭教育学会誌、1(1), 1, 1998
- 3)後藤ひとみ：養護教諭教育の考え方と養護教諭教育プログラムの進め方、日本養護教諭教育学会誌、9(1), 6-11, 2006

5. 養護教諭の活動過程 processes in Yogo teachers' activities

キーワード：プロセス，アセスメント，情報，収集，分析，養護診断，計画，実施，評価

【定 義】

養護教諭の活動過程とは、養護教諭の行う活動に共通するプロセス（過程）であり、「アセスメント」や「養護診断」に基づいて、「計画」・「実施」・「評価・改善」を行う一連の流れである。

【解 説】

養護教諭の専門性を生かした活動は養護活動とも言われる。そのため、その活動過程は「養護活動過程」とも言われる。この一連の過程は螺旋状（スパイラル）に展開されると考えられる。

「アセスメント」とは、情報の収集・分析のことである。養護教諭の活動は、保健室を訪れる個別の児童生徒のみならず、全校の児童生徒、学校全体やその地域にまで及ぶものであるため、情報収集の対象は広範にわたる。児童生徒個人の情報把握はもとより、学級・学年・学校全体の集団および地域の情報、学校教育目標に基づく教育活動の情報、学校環境衛生や学校安全に関する情報、学校保健その他の組織に関する情報など、養護活動に必要なあらゆる情報を収集する必要がある。情報収集の方法には、保健室来室時の問診や検診等、日常的な健康観察、保健調査、健康診断、健康相談や教育相談、出席状況、保健室来室状況、外傷や疾病の発生状況、校内巡回中の観察、教師や保護者・友人等からの情報、入学前の在籍校や関係機関からの情報、各種アンケート、学校環境衛生検査、安全点検などさまざまである。

「養護診断」は、これらの情報を養護教諭の専門的な視点から分析し、個人または集団や組織の課題を発見し、解決すべき課題を明らかにすることである。（No.7 養護診断、No.24 ヘルスマネジメント参照）

「計画」は、「養護診断」をふまえて立てられる個人または集団や組織に対する活動計画である。それに基づいて養護活動が「実施」され、その後、「評価」により、さらに次の養護活動の改善に生かすことが重要である。

このような計画—実施—評価—改善の過程は、PDCAなどのマネジメントのサイクルとも共通するものである。この過程を意識した活動が、養護教諭の日常的な対応にも生かされる。

また、養護教諭の活動過程には、短期的なものと長期的なものがある。例えば保健室での短時間の対応であっても頭の中で瞬時に計画を立てて実施する一方で、中・長期にわたる活動も実施している。また個々の児童生徒のみならず、学級・学年集団あるいは学校全体に対する活動や、保健室経営、学校保健経営を通しての包括的な活動、保護者や地域を巻き込む渦づくりなどのダイナミックな活動としても展開されている。これらの多くは養護教諭が単独で実施し完結するものではなく、学校内外の関係者との連携のもとに行う教育活動であることに留意が必要である。

文 献

- 飯田澄美子、石原昌江、堀内久美子他編著：養護活動の基礎、35-46、家政教育社、1988
- 日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班：これからの養護教諭の教育、44-47、東山書房、1991
- 大谷尚子、門田美千代、楠本久美子他：養護学概論、東山書房、1999
- 三木とみ子編集代表：四訂養護概説、ぎょうせい、2009
- 杉浦守邦：養護教諭のための診断学＜内科編＞＜外科編＞、1993

6. 養護実践 *Yogo practice*

キーワード：教育実践、養護活動、意図的、発達課題

【定義】

養護実践とは、児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うために、養護教諭が目的を持って意図的に行う教育活動である。

【解説】

養護教諭の専門性を生かしたあらゆる活動は「養護活動」とも言われ、その中でも特に、目的意識を持って意図的に対象に働きかける教育活動を「養護実践」という。

教育職員の一員である養護教諭の活動（養護活動）は学校教育活動の一環である。すなわち児童生徒の健康の保持増進に関する活動を通して、発育・発達の支援を行うことにより人間形成に寄与するものである。

養護教諭は子どもの心身の健康問題に対して救急処置や保健指導をするだけではない。その問題の背景要因を探るなかで発達上の課題を発見し、その解決を通して子ども自身が自立して成長できるよう意図的な支援を行う。児童生徒の健康課題は多くの場合、その発達上の課題やそれを取り巻く環境の課題と表裏をなしており、教職員や保護者と連携した教育的な取り組みを必要とする¹⁾。その解決に向けた養護教諭の働きかけ、意図的な教育実践が養護実践であると言える。

このような養護教諭の意図的な活動を蓄積し、分析し、概念化することで、養護教諭の専門性を支え、養護活動の裏付けとなる根拠や理論（No.2 養護学参照）が形成される。さらにその理論を元に実践し検証することが、理論の確立あるいは再構築につながる。つまり、「実践」が「理論」を生み、「理論」が「実践」を支えることになる。養護教諭は、「教育実践」という視点をもって教育的価値を追究することが必要であり²⁾、今後、養護実践を意識した活動の充実が求められる。

類義語

教育実践：教育学においては、「教育理論」に対して教育活動に携わる者による教育の実際の活動の独自性とその価値を意識的に強調する用語として用いられている³⁾。つまり児童生徒等の人間形成にかかわって教師が意図的に働きかけ、児童生徒との相互作用により個や集団の変容が促されていく一連の活動が教育実践である。

文 献

- 1) 中安紀美子：第2節 健康問題についての養護教諭の対応、飯田澄美子他編著「養護活動の基礎」、27-35、家政教育社、1988
- 2) 後藤ひとみ、天野敦子、有村信子他：養護教諭の研究能力に関する研究（第3報）研究能力の構造と育成、日本養護教諭教育学会誌、3(1), 33-44, 2000
- 3) 横須賀薰：新教育学大事典第2巻（細谷俊夫他編）、271-272、第一法規、1990

7. 養護診断 *Yogo diagnosis*

キーワード：診断、養護活動、アセスメント、情報、計画、実施

【定義】

養護診断とは、養護教諭が児童生徒等とその集団の心身の健康の保持増進の支援を適切に行うために、アセスメントによって情報の収集・分析を行い、児童生徒等とその集団の健康状態や生活状況を総合的に判断することである。それによって、養護の対象である児童生徒等とその集団の教育・発達上の課題を捉え、解決すべき課題を明らかにする養護教諭固有の活動である。

【解説】

養護教諭は「児童生徒の養護をつかさどる」教育職員としての視点で、アセスメント（情報の収集・分析）に基づいた「児童生徒等の状態等」を判断し、対応していくことが重要であり、養護診断は、養護教諭の実践の根拠を示すものである。

養護診断の定義については、杉浦が「養護教諭の重要な機能に診断があり、これを養護診断という」「養護診断とは、健康上の問題を持つ児童生徒であって医療の対象にならないものや、まだその対象となっていないものに対して、養護教諭がその医学的専門性を發揮して、健康生活上のニーズを判断し、学校生活上の管理と指導の方針を決定する作業をいう。これには、医師や看護師とは異なる領域の医学的知識・技術を必要とし、また一般教員とは違う分野の教育・指導性が求められるものであって、養護教諭独自の体系というべきものである」¹⁾と言及したことに始まる。さらに、21世紀に入って「実在または潜在する養護教諭が関わる問題に対する子どもの現象についての判断であり、養護診断は養護教諭の責務のある目標を達成するための養護教諭の実践の根拠を提供するものである」²⁾、「養護診断とは、健康な成長発達を遂げるうえでの課題に起因する、幼児・児童・生徒とその集団の状態を養護教諭が判断することであり、養護教諭の実践の根拠を示すものである」³⁾が提案されている。

これらを踏まえて、本定義においては「児童生徒等とその集団の心身の健康の保持増進の支援を適切に行うため」という目的を踏まえ、「アセスメントによって情報の収集・分析を行い」とすることで何を行うのかを明確にし、「児童生徒等とその集団の健康状態や生活状況を総合的に判断することである」と定めた。

類義語

診断：それのみでは医学領域で用いられることばであるが、現在では看護領域では看護診断という言葉が存在し、教育領域でも学校教育診断、教育診断、学校の診断、学級診断等の言葉が用いられている。

看護診断：実在または潜在する健康問題／生活過程に対する個人・家族・地域社会の反応についての臨床判断である。看護診断は、看護師に責務のある目標を達成するための決定的な治療の根拠を提供する。（North American Nursing Diagnosis Association : NANDA）と定義されている。

除外（的）診断：「諸検査により身体病変の有無ないし程度、当該症状を呈する疾患を除外することである。」（ステッドマン医学大辞典、看護学大辞典、心理学辞典）

文献

- 1) 杉浦守邦：改訂 養護教諭のための診断学、8、東山書房、1990
- 2) 遠藤伸子、三木とみ子、大沼久美子他：養護診断開発の方途と養護診断開発システムに関する研究、日本健康相談活動学会誌、4(1), 47-65, 2009
- 3) 岡田加奈子、葛西敦子、三村由香里他：養護診断開発のための基礎的・実践的研究—四肢の痛みの訴えを例に—（第2報），日本養護教諭教育学会第14回学術集会抄録集，50-51, 2006

8. 養護実習 practical training for student Yogo teachers

キーワード：教育職員免許法、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価、自己評価、事前指導、事後指導

【定義】

養護実習とは、養護教諭免許状取得のために、学校現場で養護教諭としての実践的能力を高めるために行う実習であり、教育職員免許法で定められている教職科目の一つである。

【解説】

養護実習は、養護教諭としての資質能力の育成において、養護教諭養成教育の中核に位置するものである。

養護実習は大学で学習した知識や技術を実際の教育現場で体験することにより、養護教諭の職務・役割や学校保健活動を理解し、養護教諭としての実践的基礎的な資質能力を学ぶ場である。また、養護実習は現職養護教諭にとって実際の活動の中で後輩を育てる場である。

養護実習の目標は、主として次の7項目に整理されよう。

- ①教育活動の一環としての学校保健活動と養護教諭の役割を理解する。
- ②児童生徒の心身・生活の状況と健康問題の構造を理解する。
- ③児童生徒の健康上の問題に対して個別的・組織的に適切な取り組みができる能力を養う。
- ④教育専門職として実践的研究の能力を養う。
- ⑤実習生が自らの養護教諭としての能力・適性を知る。
- ⑥学校教育活動や児童生徒理解について深める。
- ⑦教員としての基本的な態度や心構えを理解する。

養護実習は学校での実習と大学での事前・事後指導が一体になったものであり、両者の関連が重要である。

これらの目標を達成するための実習内容として、大学の事前指導では実習目的を明確にするとともに、実習に望む姿勢や準備などがある。学校における実習内容は、保健管理・保健教育・保健組織活動・健康相談活動・保健室経営等の養護教諭の活動がある。実習方法として「講話」・「観察」・「参加」・「実習」がある。事後指導では、経験を交流するとともに、学びの整理、反省、自己評価をし、実習終了後の大学での学びにつなげることなどがある。

実習校の選定は、実習校を学生が開拓する方法、県や市町村の教育委員会が学生を配当決定する方法、担当教員が実習校に依頼する方法などを含めて大学により様々な方式がとられている。実習目標達成のためには複数校種での実習が望ましい。

実習の評価内容については養成機関により様々であるが、目標に対する評価、保健活動への評価、実習態度への評価などが行われている。

文 献

- 日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班：これからの養護教諭の教育、92-95、東山書房、1991
- 大谷尚子・中桐佐智子：養護実習ハンドブック、12-15、東山書房、2009
- 静岡県養護教諭研究会：養護教諭の活動の実際、318-326、2010

9. 養護教諭の資質・能力 qualities and competencies of Yogo teachers

キーワード：力量、資質能力、専門性、知識、技術、職務内容

【定義】

養護教諭の資質・能力とは、養護教諭が職務を遂行する上で必要な専門的知識や技術、考え方である。

【解説】

教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」(1987年)において、教員の資質能力は、「教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力」と捉えられ、「素質」とは区別され後天的に形成可能なものと示された。これらの資質能力はいつの時代にあっても一般的に求められる資質能力であると考えられ、教育職員である養護教諭においても同様の資質能力が求められていると捉えることができる。

養護教諭に必要な資質・能力には、①保健、医療、心理、福祉、教育、学校保健など活動の基盤となる総合的基礎知識、②健康課題を発見・解決・予防するための知識・技術、③連携のための知識・技術、④人間形成にかかわるための知識・技術、⑤研究のための知識・技術などがある（下記文献「養護教諭の養成教育のあり方」参考）。また、社会環境や生活環境により変化する子どもたちの健康課題に応じて、いつの時代にあっても求められるものと、時代の変化に応じて求められるものがある。心の健康問題の深刻化に伴い、新たに求められる資質・能力には、カウンセリング能力、企画力、実行力、コーディネート能力、プレゼンテーション能力、専門性を生かした指導力、コミュニケーションスキル、課題解決能力等がある（1997年保健体育審議会答申）。また、子どもの健康認識を育てる能力、組織の中で活動を推進する能力や広い視野で物事を捉える能力も求められている。健康課題を単に個人の課題としてとらえるだけでなく学校、家庭、地域社会が連携して組織的に子どもの健康づくりに取り組む力は、複雑化・深刻化している現代的健康課題の解決に重要である。そのため、組織の中で活動する能力・マネージメント能力は、学校保健の中核的な存在である養護教諭に求められる資質・能力として重要といえる。これらは、職務から必然的に求められる資質能力とも考えられる（2008年中央教育審議会答申）。

心身の健康観察、救急処置、保健指導等児童生徒の健康保持増進については、採用当初から実践できる資質能力として求められている（1999年教育職員養成審議会答申第3次答申）。この資質・能力に加えて、採用直後から養護教諭として著しい支障が生じることなく実践できる資質能力も求められている。そのためこれらの資質能力は、養成段階において習得すべき最小限必要な資質・能力といえる（1997年教育職員養成審議会答申第1次答申）。さらに実践を通して専門的な知識・技能を発展・深化させ、円滑に職務を実施できるレベルまで質を高めることが必要である。

資質能力は固定的なものではなく、経験を積むことにより変化し、成長が可能なものである。養護教諭が社会の変化や健康課題を的確に捉え、それらの現代的健康課題に適切に対応していくには、常に新たな知識や技能などを習得していく必要がある。そのため、日々の教育実践や自ら研鑽する意欲を持ち続けて絶えず向上を図ることが大切である。

文 献

○日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班：これからの養護教諭の教育、28-29、東山書房、1994

10. 養護教諭の職務と役割 function and role of Yogo teachers

キーワード：学校教育法、保健体育審議会答申、中央教育審議会答申、職務内容、中核的役割、コーディネーター的役割、機能的役割、職務役割

【定義】

養護教諭の職務とは、学校教育法において「児童の養護をつかさどる」と規定され、児童生徒等の健康を保持増進するすべての活動と解釈されている¹⁾用語である。

養護教諭の役割とは、審議会答申等で示されており、中央教育審議会答申（2008年）では、救急処置、健康診断等のように職務に関わる役割と、学校保健活動の中核的役割、コーディネーターの役割など職務推進に関わる機能的な役割との両面から捉えられる用語である。

【解説】

職務は、中央教育審議会答申（2008年）において、「養護教諭の職務は、学校教育法第37条第12項で『児童の養護をつかさどる』と定められている。」と明確に提言された。この「職務」である「養護をつかさどる」を他の職種との関連でみると、同条第4項「校長は校務をつかさどり所属職員を監督する」、同条第11項「教諭は児童の教育をつかさどる」、同条第13項「栄養教諭は児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」のように、職務は「○○をつかさどる」と表現されている。

役割は次の二つに整理できる。一つは中央教育審議会答申（2008年）の提言である。この中で養護教諭の役割は「昭和47年及び平成9年保健体育審議会答申に主要な役割が示されている」と明確に記述された。つまり、主要な役割とは、昭和47年保健体育審議会答申（1972年）で言えば、①専門的立場からすべての児童生徒の保健環境衛生の実態の把握 ②疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導 ③健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導 ④一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割をもつものである。と考えられる。これを機に養護をつかさどるとは「児童生徒等の健康を保持増進するすべての活動」と解釈されている。

さらに、平成9年保健体育審議会答申（1997年）でいう主要な役割とは、養護教諭の新たな役割として提言された健康相談活動と言える。さらに中央教育審議会答申（2008年）では、前述の二つの答申を踏まえ、救急処置、健康診断、疾病予防などの健康管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等が例示された。この役割はいわゆる職務に関わる役割、すなわち職務内容と言える。もうひとつの役割は、中央教育審議会答申（2008年）において養護教諭は学校保健活動推進の「中核的役割」を担うこと、また、関係職員や関係機関の「コーディネーターの役割」であると提言された。これは、先の職務に関わる役割と区別し、職務推進の「機能的な役割」と捉えられる。よって、これらを整理すると、「職務」は学校教育法で規定する普遍的なものと言える。しかし、「役割」は時代や社会の変化に応じて審議会答申で示され、その時々で変化すると言える²⁾。

このように養護教諭は健康を保持増進する活動を担い、学校保健活動推進の中核的役割、コーディネーターの役割、さらにはヘルスプロモーションを担う教育職員と言える。（No.27 ヘルスプロモーション参照）

類義語

執務：職務と同義的に使用される用語として「執務」があるが、「執務」とは事務を執ること（広辞苑）である。養護教諭の職務は児童生徒等の健康の保持増進を目指し教育活動全体に関わるものである。よって本来の意味を考えると養護教諭の職務とし、同様に執務内容も養護教諭全般の仕事をいうのであれば職務内容とする方が適切である。

文献

- 1)保健体育審議会：児童生徒の健康の保持増進に関する施策について（答申），1972
- 2)三木とみ子：養護教諭の職務と役割の変遷、「四訂 養護概説」，11-23，ぎょうせい，2009
- 文部科学省：20文科ス第522号，学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知），2008

11. 養護教諭の「観」 *Yogo teachers' philosophy/Yogo teachers' perspective*

キーワード：価値観、健康観、子ども観、教育観、指導観、発育・発達観、倫理観

【定義】

養護教諭の「観」とは、養護教諭の立場や実践能力を支える考え方や見方である。

【解説】

「観」は、まさしく見ることであり眺めることであるが、見せること、見た目、状態、さらには見解、価値観（広辞苑）、物の見方、考え方（大辞泉）を意味する。自然や社会・人間等の像を人間の生き方との関係で統一的に下した見方・解釈のことで、個々の人の生き方を支える観念といえる。したがって、「観」は働きかけの動機にもなり、同時に実践を方向づけていくものである。また実践の過程や成果をとおして「観かた」が確かめられ、再構成される。このことをとおして、その価値観が変更され、さらに再度自分の中で自己形成される。また、様々な人との交流をとおして多様な見方、考え方に対する接することにより、自分の見方、考え方を自分の「観」として形成していくことになる。

養護教諭の「観」には、“指導観、教育観、健康観、子ども観”等がある。このような「観」は、養護教諭が意図的に教育活動を行っていく上での根幹となるものである。働きかけていく対象をどのように理解して適切にとらえるかにより、その実践内容や方法は大きく異なるため、実践を左右していくものと言える。これらの「観」は養成課程の教育内容「教職に関する科目」「養護に関する科目」の中で扱われる内容全体の履修を通して徐々に形成され、子どもたちと実際に触れ合い、子どもたちの様子を観察する機会をとおしてさらに形成される。また、ものの見方や考え方、価値観等は、養護教諭が実践をとおして変化させる一面も認められている。このことから、養護教諭の「観」も多様な養護実践や研修、研究等を通して確かめられ、形成され、再構成されていくものである。

多様化・深刻化した現代的健康課題に対して、養護教諭は適切に対応していくことが求められている。そのため、養護教諭としてのものの見方や考え方をもとに、意図的な活動を提示していくことは、現代的な健康課題の解決に向けて専門性を發揮することになる。

養護教諭の専門的な見方や考え方、指導観、教育観、健康観、子ども観などの「観」は、意図的意識的に行う養護実践を支えている。一方、養護教諭の専門性を高める「観」は実践を通して形成される。「観」は実践を支え、実践により形成されることから、養護教諭が専門職として実践を積み重ねて行っていくことは重要である。

文 献

- 藤岡信勝：授業づくりの発想、184-190、日本書籍、1994
- 藤原幸男、館野形成、深澤広明他編集：授業研究－重要語300基礎知識－、237、明治図書、2002
- 近藤郁夫：教育実践－人間的呼応の営み－、三学出版、2000
- 小林央美、池田みすゞ、入駒一美他：健康教育に必要な養護教諭の能力に関する研究 第1報－養護教諭による健康教育の実践分析から－、日本養護教諭教育学会誌、7(1), 52-62, 2004
- 教育職員養成審議会：新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（第1次答申），1997
- 中央教育審議会：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申），2008

12. 学校保健 school health

キーワード：保健教育、健康管理、保健組織活動、学校保健委員会、ヘルスプロモーション、学校保健計画

【定義】

学校保健とは、児童生徒等及び職員の健康を保持増進するために、学校において行われる保健活動の総称である。学校保健の領域は、保健教育と健康管理に分けられ、これらを円滑に進めるために保健組織活動がある。

【解説】

一般的に学校保健の領域は、保健教育と健康管理の2つから捉えられる。保健教育には、教科で行われる保健学習と教科以外で行われる保健指導が含まれる。健康管理には、健康診断や健康相談といった健康管理、学校環境衛生を中心とする環境管理、学校生活を健康的なものとするための生活管理などが含まれる。

学校保健安全法（1958年制定の学校保健法を2008年に改正）では、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項が、学校保健計画の策定・実施内容として規定されている。

保健教育や健康管理を実際に推進していくためには、学校内はもとより、地域や関係機関・団体等との連携を図り、人的、物的、行財政的資源を組織して活用していかねばならない。その活動を保健組織活動と呼び、学校保健の領域に含めて考えることが多い。学校保健委員会は、その保健組織活動の一つであり、学校と家庭、地域社会が連携して保健活動を推進していく組織である。

学校保健の実際の活動は、学校保健活動と称される。養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、保健主事、学級担任や教科担任、校長・教頭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなどの関係職員がそれぞれの役割を分担しながら、組織的に進めていくようコーディネートする必要がある¹⁾。（No.31 コーディネート参照）

学校保健は、公衆衛生の立場からは、産業保健、地域保健などと並ぶ活動として位置づけられる。近年では、WHO（世界保健機関）が提唱したヘルスプロモーションの考え方を学校保健にも積極的に取り入れ、児童・生徒が主体的なものとなるような工夫や、彼らの健康を支援する学校と地域の健康的な環境づくりを推進する取り組みも広がってきてている。

学校保健をよりよく推進していくためには学校保健計画を策定し、それを実践し評価するまでの一連の過程を意識するとともに、教職員、保護者をはじめ学校保健に関わる全ての人が共通理解を図りながら、学校経営に位置づけて取り組んでいかなければならない。そのことから、養護教諭教員養成、保健教員養成、保健体育教員養成のみならず、すべての教員養成段階での学校保健に関する科目履修の必修化が求められる。

文献

- 1)中央教育審議会：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申），1，2008

13. 学校保健経営 school health management/

school health programs and management

キーワード：保健主事，学校保健，学校経営，保健組織活動，学校保健計画

【定義】

学校保健経営とは、学校経営を受け、学校保健の目標とその達成のための基本方針を策定したうえで、計画・実施・評価・改善という一連の過程をふまえ、人、施設・設備、資金、情報などの諸資源を勘案し、意図的・計画的・組織的に運営していくことである。

【解説】

学校保健経営は、学校経営と深くかかわるため、学校教育目標、学校教育計画等の内容や、人的、物的、行財政的資源を活用することが必要である。

学校保健経営は、保健主事が中心となり運営される。保健主事の役割は、学校保健と学校全体との活動との調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進などの学校保健に関する事項の管理・運営であり、その際には、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図ることが必要である。

学校保健の推進には、学校保健計画を策定し、それを実践し、評価し、改善するまでの一連の過程を経営的に進めていくことが必要である。学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものである。学校保健安全法では、①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を盛り込むことが定められている。

また、今日では、学校保健経営を推進する条件として、養護教諭やスクールカウンセラーの適切な配置などの人的体制の整備、保健室の相談スペースの拡充や備品の充実、換気設備や照明の整備、自動対外式除細動器（AED）の設置などの物的条件の整備、教職員の資質向上を図るために研修会の開催などの取組の一層の充実が求められている。

類義語

学校経営：各単位学校において、学校教育目的の達成を目指して教育活動を編成し展開する中で、人的・物的諸条件の整備とその組織運営にかかる諸活動を管理して実現を図るとともに、その教育活動の持続的な改善を求める創意的な機能と捉えられる（新学校教育学大辞典）。近年は、学校マネジメントという言葉も用いられている。

学級経営：学級経営とは学校の教育目標を目指して、学級教育の総合的で意図的な計画を立案し、その効果的な運営と展開を図ることを言う。学級を単位とするすべての教育活動、及び学級担任としてのすべての職務を総称するものと捉えられる（新学校教育学大辞典）。

文 献

○文部科学省：保健主事のための実務ハンドブック、2010

○文部科学省：学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）、2008

14. 保健室 school health room/Health room in school

キーワード：健康診断、健康相談、保健指導、救急処置、健康相談活動、保健室経営

【定義】

保健室とは、学校保健安全法において「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」と規定されており、学校教育法施行規則によって学校教育の目的を実現するために不可欠なものとして位置づけられている施設設備である。

【解説】

保健室については、中央教育審議会答申（2008年）において、「子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることを求められている。そのためには、養護教諭は保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。また、養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などを行うための保健室の施設設備の充実が求められる。」と記された。

さらに、学校保健安全法第7条では、「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする」と規定された。

「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」（学校教育法施行規則第1条）と規定されており、学校設置基準においても、小学校設置基準第9条、中学校設置基準第9条、高等学校設置基準第15条に、教室、図書室、職員室と共に校舎に備える施設の一つにあげられている。ただし、幼稚園設置基準第9条では、「特別の事情があるときには、職員室と保健室とは兼用することができる」とされている。

保健室の施設設備については、「小学校施設整備指針」が2010年に改正され、「中学校施設整備指針」も同時に改正された。これは、学校教育をすすめる上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。保健室にかかわる内容としては、第1章、第3章、第4章及び第8章で述べられている。

このような改正を受けて、学校保健活動のセンター的機能を果たしている保健室の場としての機能に次のようなものがあげられている¹⁾。

- ① 健康診断
- ② 健康相談
- ③ 保健指導
- ④ 救急処置（休養を含む）
- ⑤ 発育測定
- ⑥ 保健情報センター
- ⑦ 保健組織活動のセンター

また、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」の文部科学省スポーツ・青少年局長通知の中で、学校保健に関する留意事項(4)2「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」では、保健室の相談スペースの拡充や備品の充実など物的条件の整備があげられている。このことからも、機能に応じた広さや備品などを検討し、保健室の機能がよりよく果たされるように保健室経営を推進していくことが求められている。（No.15 保健室経営参照）

文献

1)財団法人日本学校保健会：保健室経営計画作成の手引、9、日本学校保健会、2009

○三木とみ子編集代表：改訂 保健室経営マニュアルーその基本と実際ー、ぎょうせい、2012

15. 保健室経営 management of school health rooms/ management of health rooms in schools

キーワード：保健室、教育目標、養護教諭、計画、実施、評価、改善、保健室経営計画

【定義】

保健室経営とは、各種法令、当該学校の教育目標等を踏まえ、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的に、養護教諭の専門性と保健室の機能を最大限生かしつつ¹⁾、教育活動の一環として保健室経営計画のもと、組織的に運営・推進することである。

【解説】

保健室経営という用語は、(財)日本学校保健会の保健室経営検討委員会で、上記のような定義を2004年に示した。

2008年の中央教育審議会答申では、「子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることを求められている。そのためには、養護教諭は保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。」とされている。また、「保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具現化を図るために保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画」とある。

保健室経営は、下図のように、保健室経営を計画・実施・評価・改善のマネジメント・サイクルの過程によって展開され、PDCAをスパイラルに実施していくことが大切である。

また、学校教育目標を具現化するためには、各学校における教育目標や学校保健目標等に基づき作成する。

保健室経営計画の作成上、留意すべき点は次のことである。

- ①学校教育目標・学校保健目標を受けるものである。
- ②養護教諭の専門性を生かしたものである。
- ③学校保健活動のセンター的役割を果たす保健室について述べるものである。
- ④保健室の機能を生かしたものである。
- ⑤教育活動の一環として計画的・組織的に運営するものである。

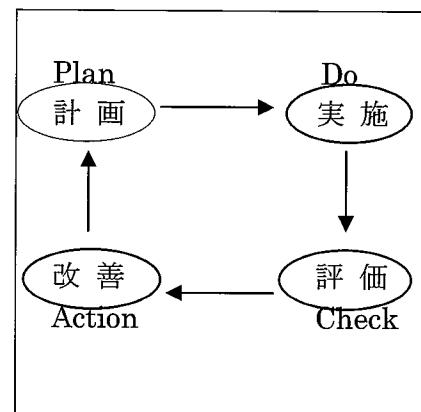


図 PDCAのサイクル

保健室経営計画は、単年度の計画であることから、その年度内で実施可能な内容とし、同時に評価計画を立てることが必要である。

この計画は養護教諭が立案し、職員会議等に提案し、学年経営案や学級経営案に反映させる。

また、保健室経営計画を具体的に推進するためには、細案を立てることが望ましい。

保健室経営の評価は、目標に照らした自己評価や児童生徒、教職員、保護者などの他者評価によって、結果の評価・プロセスの評価により活動の成果・課題を明確にする。

さらに、評価で得られた結果を次年度の計画に生かすことにより、内容の充実を図る。

文 献

- 1)保健室経営検討委員会：養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした保健室経営の進め方、10、日本学校保健会、2004
- 三木とみ子編集代表：改訂 保健室経営マニュアルーその基本と実際ー、ぎょうせい、2012

16. 保健室登校 Educational support carried out in the school health room for a child who refuses to attend regular class./ school attendance in health room

キーワード：保健室、教室復帰、チーム支援、支援計画、別室登校

【定義】

保健室登校とは、学校には登校するものの、常時保健室にいるか、特定の授業には出席できても、学校にいる間は主として保健室にいる状態であり、当該児童生徒が教室に復帰するために教育活動の一環として行うものである。よって、保健室に隣接する部屋で主に養護教諭が対応している場合を含む。

【解説】

保健室登校は、不登校、いじめ、虐待、友達とのトラブル等、心身に問題を持ち、教室に行くことができず、保健室で多くの時間を過ごす中で、心と身体の安定を図りながら、養護教諭を中心とした教職員の支援により、教室復帰を目指すものである。

保健室登校には、不登校（家庭）から教室への復帰の移行過程、治療機関からの復帰過程、教室からの一時的な保護の三つのパターンがある。また、保健室登校の型には、「保健室のみに登校する」、「保健室以外にはほとんど行かないが、特定の授業や行事には出席する」、「まず、保健室に登校して精神的安定を得て教室に行くという状態がかなりの期間（1週間以上）続くもの」¹⁾の3つに分類される。

保健室登校には、一時避難的なものから長期的にわたるものまで様々なケースがある。保健室登校をさせるかは、本人や保護者の希望、校内体制などを明確にし、共通理解のもとで決定するとともに、支援に当たっては、養護教諭、担任などでチームを作り役割を明確にして、支援計画を立て、見通しを持って行うことが大切である。具体的な支援内容は、学習支援、スキルトレーニング（コミュニケーションスキルなど）等、当該児童生徒の状況に応じて行う。

当該児童生徒に関わる教職員やスクールカウンセラー・関係機関との連携が必要であることから、養護教諭は支援チームのコーディネーターとしての役割を担うとともに、当該児童生徒の心や身体の状態に応じて、初期段階では信頼関係の確立、中期には意図的な人間関係づくり、後期には指導的対応と教室に戻る機会づくりなど、段階的に様々な対応・支援を行う。また、当該児童生徒の保護者の相談に応じたり、担任のサポートをしたりする。

類義語

別室登校：教室に入ることができず、保健室、図書室などの教室以外の場所に登校し、学校にいる間の多くの時間を過ごすことをいう。

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）

文 献

- 1) 杉浦守邦：保健室登校指導マニュアル－指導計画の立て方・すすめ方－、13、東山書房、1993
- 養護教諭研修事業推進委員会：養護教諭が行う健康相談活動の進め方－保健室登校を中心に－、日本学校保健会、2001
- 保健室経営検討委員会：保健室利用状況に関する調査報告書、日本学校保健会、2002
- 養護教諭の相談を学ぶ会：養護教諭の相談的対応、学事出版、1993
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター：生徒指導資料第2集「不登校への対応と学校の取り組み－小学校・中学校編－」、ぎょうせい、2004

17. 健康相談活動 health consultation activities in school

キーワード：心的要因、心と体の両面、健康観察、支援計画、連携、健康相談、教育相談、養護教諭固有の役割

【定義】

健康相談活動とは、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因を念頭において、心身の健康観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心と体の両面への対応を行う¹⁾ 養護教諭固有の活動である。

【解説】

健康相談活動は、保健体育審議会答申（1997年）に、「養護教諭の新たな役割」として示され、教育職員免許法施行規則第9条の「養護に関する科目」に「健康相談活動の理論及び方法」が科目設定され、さらに現職研修にも組み込まれた。2008年1月、中央教育審議会答申において、「子どもの保健室利用の状況から、養護教諭の行う健康相談活動がますます重要になっている。」と指摘された。

健康相談活動は、養護教諭が、専門的知識・技術を活用して児童生徒の多様な訴えを、心身医学的な視点で捉え、保健室機能や施設設備などあらゆるモノや情報等を活用し、学校内外の関係者と密接に連携して展開する。

基本的なプロセスは、初期対応（問題の気づき、心身の健康観察、症状の把握、身体症状の判断、心的要因の予測、救急処置）と、継続対応（心的要因の把握、支援計画・連携、精神的安定・社会的処置、フォローアップ、記録と評価）である。各対応箇所に危機的対応が必要な場合があることから、心身相関の知識理解や心の健康問題のサインとして表れる身体症状に対する適切な観察と判断・危機介入・フィジカルアセスメントは欠かすことができない¹⁾。

また、守秘義務に配慮しながら多種多様な個別の健康問題への対応を集約・分析して集団の問題・課題をとらえ、保健指導に活用する等、健康相談活動の1次・2次・3次予防の観点を視野に入れ学校保健経営に反映させる²⁾ことが重要である。

健康相談活動は、保育審答申の中でヘルスカウンセリングと表記されているが、英訳表記をhealth consultation activities in schoolとしたように、カウンセリング（類義語参照）と同質のものではない。

類義語

教育相談：「一人ひとりの子どもの教育上の諸問題について、本人またはその親教師などにその望ましい在り方について指導助言することである。」³⁾

健康相談：学校保健安全法第8条「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。」

カウンセリング：「言語及び非言語的コミュニケーションを通して他者の行動変容を試みる人間関係である。」⁴⁾

文献

- 1)市木美知子：健康相談活動の基本的な流れとプロセス、三木とみ子/徳山美智子編集代表「健康相談活動の理論と実際」、86、ぎょうせい、2009
- 2)徳山美智子：学校教育の中で「健康相談活動」が果たすものは何か、日本健康相談活動学会第1回学会抄録集、19-20、2005
- 3)文部省：小学校における教育相談の進め方、5、1991
- 4)高野清純・国分康孝・西君子：学校教育相談・カウンセリング事典、161、教育出版、1997

18. 救急処置／救急処置活動 first aid in school/ first aid activities in school

キーワード：応急処置、応急手当、救急体制、危機管理、自己解決能力、

危険等発生時対処要領、養護教諭固有の活動

【定義】

救急処置とは、児童生徒等に傷病が発生した場合、医師につなぐまでの処置と悪化防止の処置及び苦痛緩和を行うことである。

救急処置活動とは、教育活動の過程で児童生徒等に傷病が発生した場合、医師につなぐまでの処置と悪化防止の処置及び苦痛緩和を行い、児童生徒等、保護者、教職員に対して、傷病が発生しないような環境づくり・発生予防・発生時の対処のための教育体制づくりを行う養護教諭固有の活動である。

【解説】

養護教諭の行う救急処置は、教育の場で行われることから、当然教育活動の性格をもつものでなければならない¹⁾。それは傷病に対して、健康障害の悪化防止あるいは健康問題の解決・改善のために行われる処置の一つ²⁾であり、大きく分けて医療機関へ送るまでの緊急・応急的な処置と医療の対象とならない軽微な傷病に対する処置がある。

基本的な過程は、主訴聴取・情報収集・アセスメント・処置・後処理・保健指導・安全指導である。養護教諭は救急処置を自ら担当し適切に行うとともに、他の教職員と連携して救急体制を整備し、児童生徒等や保護者に必要な知識や技術の指導・助言を行い、自己解決能力を育成する。また、救急処置の目的が達成されるよう直接的・間接的に働きかける役割を担っている。

したがって、養護教諭が行う救急処置は教育活動としての意義・目的・役割があり救急処置活動³⁾として理解することができる。

さらに、救急処置活動は、学校保健安全法第29条「危険等発生時対処要領」と関連して学校の危機管理において重要である。養護教諭のもつ医学的知識や看護学的能力を生かし、教育活動で起こりうる危機に対して、全教職員が適切に対処できるように知識・技術の研修会等の企画・運営に参画し積極的に指導・助言することが大切である。また、平常時から保護者や地域の医療機関・専門機関と密接な連携を図り、危機に対処できる体制を整えておくことが重要である。

類義語

応急処置：傷病発生現場や救急外来などでとりあえず応急的に行われる処置⁴⁾を言う。

応急手当：傷病が発生した際、その場に居あわせた人が行う一時的な手当⁵⁾である。

文 献

1)杉浦守邦監修：養護教諭の実際活動、202、東山書房、1997

2)岡田加奈子：子どものからだと心、藤田和也他「編健康教育大事典」、483-484、旬報社、2001

3)後藤ひとみ：養成教育の立場で考える力量とは、全国養護教諭教育研究会第4回研究大会抄録集、12-13、1996

4)和田攻：看護大事典、315、医学書院、2002

5)文部省：中学校学習指導要領解説－保健体育 編一、96、東山書房、1999

19. 保健管理 school health services

キーワード：学校保健安全法、対人管理、対物管理

【定義】

学校における保健管理とは、心身の発達途上にある児童生徒等を対象としていることから、教育活動の一環として教育課程と関連を持たせながら教育目的の達成を意図して行う人的管理、物的管理、生活管理等の保健活動である。

【解説】

学校における保健管理の目的は、学校保健安全法第1条に「児童生徒等に職員の健康の保持増進を図るために、学校における保健管理に関する必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関する必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」と示されている。また、学校における保健管理は、児童生徒の健康を支えるものであり、安全管理、給食管理と相互に連携を図るとともに、健康教育に活かすことが大切である。
(No.26 健康教育参照)

保健管理は、保健教育、保健組織活動とともに学校保健の重要な領域をなしていることから、保健管理と保健教育を一体化して、計画的・組織的に児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、教育目的を達成するために行われるものである。その方法は、①健康問題の発見、②発見された問題の教育的・医学的処置、③健康の保持増進のプロセスがある。このプロセスをふまえ、学校保健年間計画に基づいて、組織的に実施されなければならない。

保健管理の視点は学校保健安全法に明示されており、人間の生活行動を含めた人的管理（対人管理：生活の管理・心身の管理）、施設や環境等を対象とした物的管理（対物管理）、安全管理（防災・危機管理）などに分けて、教育的見地から実施するものである。

よって、保健管理の内容は次のように分けられる。

①対人管理

- 心身の管理（健康観察・健康診断・健康相談・疾病予防・救急処置等）
- 生活の管理（健康生活の実践状況の把握及び規正・学校生活の管理）

②対物管理

- 学校環境の管理（学校環境の衛生的管理・学校環境の美化等情操面への配慮）

保健管理を円滑に推進するための組織は、学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA学校保健部（呼称は学校によって異なる）、地域保健委員会などがある。学校内の組織や教職員だけでは学校保健管理を推進することはできないことから、行政はもとより、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）や保健所、地域の医療機関等の外部関係機関との連携が重要である。

養護教諭は、学校における保健管理の中核となって、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や地域の関係機関との連携を図るとともに、保健管理を健康教育につなげるためにコーディネーターの役割を果たし、その円滑な推進にあたらなければならない。

類義語

健康管理：健康管理は健康教育と並ぶ語で、児童生徒等の心身の健康を支えるものである。

健康管理には、①健康診断や健康観察など健康状態の把握等の管理、②学校環境衛生の維持管理などがある。

文 献

- 日本学校保健会：保健主事の手引き（三訂版），4，2009
- 学校保健・安全実務研究会：学校保健実務必携，103，第一法規，2007

20. 保健指導 health guidance

キーワード：学校保健安全法，養護教諭，連携，特別活動，学習指導要領

【定義】

学校における保健指導とは、児童生徒一人一人が、身近な生活における具体的な健康の問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指して行われる指導であり、2009年施行の学校保健安全法第9条（保健指導）において、日常の健康観察や健康相談等で把握された児童生徒等の健康課題解決のために養護教諭が中心となり他の教職員と連携して行う指導及び保護者に対する助言が規定された。

【解説】

保健指導は、学校保健の「保健教育」に位置づき、児童生徒一人一人が身近な生活における具体的な健康の問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指して行われる指導である。学校保健安全法第9条の保健指導において「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。」と規定された。この法改正に伴って発出された文部科学省スポーツ青少年局長の通知で、この保健指導は、養護教諭が中心となること、健康相談、日常の健康観察を前提とし、その対象を該当する児童生徒等への「指導」とし、保護者に対する「助言」と区別していること、さらに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学級担任等関係職員すべてが実施すること等が記述された。本来、保健管理の規定である学校保健安全法に「保健指導」の用語が、第7条、第9条、第10条に規定されたことは画期的なことである。

これを受けて発刊された文部科学省の手引¹⁾によると、「保健指導には、特別活動等で行われる多数を対象とした集団的な保健指導と個別の保健指導がある。本書では、個別の保健指導を中心述べる。…略…保健指導においても児童生徒の心身の健康問題の多様化に伴い、個別の保健指導がより重要性を増していることから、学校保健法の一部改正において、新たに保健指導が明確に位置付けられ、多様化する児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、養護教諭その他の職員とともに連携して組織的に行うこととされ、個別の保健指導はますます重要となっている。」さらに、「個別の保健指導の目的は、個々の児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気付き、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していくこうとする自主的、実践的な態度の育成を図るために行われるものである。」と記述された。よって、学校保健安全法第9条の保健指導の対象は個別（小グループを含む）のものと解釈されている。

また、学習指導要領総則第1教育課程編成の一般方針3において、「学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものとする。特に体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。…略…」この特別活動は、学級活動、個別、学校行事、日常での保健指導を含み、児童生徒等の健康課題に対して管理と指導を一体的に進める上で意義深いものである。学校保健安全法第7条では「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」とされ、保健室は指導の場として法律で規定された。さらに、同法第10条で規定されたように地域の関係機関に密接な連携を図ることが大切である。このように、養護教諭が行う保健指導は、学校保健安全法第9条及び学習指導要領特別活動等での指導等の根拠のもとで実施され、養護教諭の専門性や保健室の機能を活かした効果的な指導が期待される²⁾。特に、健康観察、健康相談、健康相談活動と密接に関連させ円滑に実施できるよう環境整備し、児童生徒の健康の保持増進にかかる養護教諭は、学級集団や個人の当面する健康問題解決のために保健指導に積極的に関わる必要がある。

文献

1)文部科学省：教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引、8-9、2011

2)三木とみ子：(7)保健指導の進め方、「改訂 保健室経営マニュアル」、129-130、ぎょうせい、2012

○文部科学省：学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）、2008

21. 健康診断 school health examination

キーワード：定期健康診断、臨時健康診断、就学時健康診断、教職員健康診断、スクリーニング、プライバシー、保健調査

【定義】

学校における健康診断とは、学校教育法ならびに学校保健安全法の規定に基づき、児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として実施されるものである。

【解説】

健康診断は、学校における保健管理の中核であり、児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし（学校保健安全法第1条）、検査項目は12項目（学校保健安全法施行規則第6条）である。

健康診断には、児童生徒等を対象に毎学年定期に行う健康診断及び臨時の健康診断（学校保健安全法第13条）、就学時の幼児を対象として市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断（同法第11条）、職員を対象として学校の設置者が行う職員の健康診断（同法15条）がある。

健康診断は、学習指導要領の総則（2008年3月文部科学省告示）で、「児童生徒等が生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」とされ、また、特別活動では「健康安全・体育的行事」と位置付けられ、児童生徒等に心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高める教育活動として実施される。このように、健康診断は、教育活動の一環として行われることを十分理解し、学校医、学校歯科医、養護教諭といった専門職のみならず、校長はじめ全職員が学校をあげて、保護者や地域の関係機関と連携して計画的に行う教育活動として展開する必要がある。

学校行事としての健康診断を実施する場合は、一定の期間に集中して総合的に行う。その運営に当たっては、実施内容や方法等について教職員の共通理解を図り、事前、実施時、事後にわたり協力して教育効果を高めるように配慮すること。健康診断の実施にあたっては、補助や記録を子どもにさせて他の子どもに結果が知られたりすることがないよう、子どものプライバシーの保護に十分配慮とともに、健康診断票等の個人情報の管理に十分留意する。さらに、内科検診等の衣服を脱いで行うものについては、男女別に実施する。

健康診断は、学校生活のみならず、生涯にわたって健康を保持増進していく態度を養うことが重要な目的となっていることから、学校における健康診断の実施に当たっては、次の点を踏まえることが求められている。

- ①学校という教育の場で行われる健康診断は確定診断を行うのではなく、健康であるか、健康上の問題があるか、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出すスクリーニングである。
- ②健康診断を適確かつ円滑に実施するために、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等について保健調査を行う（学校保健安全法施行規則第11条）。これは年間を通じての学校や家庭、地域における健康上の問題が見落とされることを補う意味があり、学校医による健康診断はこれらを十分に参考にして実施される。
- ③健康診断は、検査によって健康上の問題等を発見するだけでなく、見いだされた問題について、プライバシーを考慮しつつ管理し、指導へと展開することが必要である。

養護教諭は、健康診断の結果を日常生活における児童生徒等の健康状態のアセスメントに活用し、疾病の予防措置、治療の指示、運動の軽減、生活制限等などを踏まえた適切な事後措置及び保健指導、健康相談を行うことが求められている。（No.20 保健指導、No.22 健康相談参照）

文献

○学校保健・安全実務研究会編著：新訂版学校保健実務必携、301-470、第一法規、2011

○健康診断調査研究小委員会：児童・生徒の健康診断マニュアル（改訂版）、9-12、日本学校保健会、2006

22. 健康相談 health counseling in school

キーワード：学校保健安全法、心身の健康、養護教諭、担任教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

【定義】

学校における健康相談とは、学校保健安全法第8条に基づき、養護教諭、担任教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が、それぞれの専門性を生かして、健康管理に留まらず、将来を通じて自己解決能力を育むなど児童生徒等の心身の健全な発育発達を支援するために行うものである。

【解説】

学校における健康相談については、学校保健安全法第8条において、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関して、健康相談を行うものとする。」また、第9条には、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者…略…に対して必要な助言を行うものとする。」と規定されている。

近年、児童生徒等のメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が増加し、心身の健康問題が多様化、深刻化していることや、医療の支援を必要とする事例も増加している。このような状況のなかで、児童生徒等の健康管理に留まらず、将来を通じて自己解決能力を育むなど児童生徒等の健全な発育発達を支援する健康相談がなお一層、重要になっている。学校が多様な健康課題に組織的に対応する観点から、養護教諭、担任教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等及び地域の医療機関等が連携して、専門的知見を最大限に活用して健康相談を行うことが求められている。

これらを踏まえ、学校における健康相談の対象は、①健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする者、②保健室等での児童生徒の対応を通して健康相談の必要性があると判断された者、③日常の健康観察の結果、継続的な観察指導を必要とする者、④健康相談を希望する者、⑤保護者等の依頼による者、⑥修学旅行、遠足、運動会、対外運動競技会等の学校行事に参加させる場合に必要と認めた者、⑦その他のような場合¹⁾が考えられる。従って、前記①②③⑥が受動的な健康相談²⁾であり、④⑤が能動的な健康相談²⁾である。また、学校における健康相談の担当内容を職種別に見ると、【養護教諭】は、専門性を生かし、教育的・保健的・医療的・心理的・福祉的な観点から健康相談の必要性の有無の判断やそれらを踏まえた総合的な相談及び連携においてコーディネーターの役割を担う³⁾、【教諭】は、教育的な観点から健康相談の必要性の有無の判断や相談を担う、【学校医・学校歯科医・学校薬剤師】は、健康診断の事後措置や学校生活全般の健康課題を対象として、受診の必要性の有無の判断、疾病予防、治療等の相談及び学校と地域の医療機関とのつなぎ役など、主に医療的な観点から行われる⁴⁾。

文献

- 1)文部科学省：教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引、5、2011
- 2)江口篤寿：健康教室増刊号、通巻246号、30-33、東山書房、1968
- 3)徳山美智子：学校保健安全法と健康相談活動、養護教諭の行う健康相談を考える七つの視点、日本健康相談学会誌、15(1)、5、2010
- 4)学校保健・安全実務研究会：新訂版学校保健実務必携第2次改訂版、第一法規、475、2009
- 中央教育審議会：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）、2008
- 三木とみ子：中教審答申から読み解く、日本健康相談活動学会誌、4(1)、16-28、2009
- 鈴木裕子：「健康相談」と「健康相談活動」の術語の沿革と使い分けについての一考察、国士館大学文学部人文学会紀要、Vol.41、1-21、2009
- 杉浦守邦：養護教諭の職務、東山書房、1996

23. 健康観察 school health observation

キーワード：心身の健康観察，学級担任，保健指導 事後措置，早期発見，自己管理

【定義】

学校における健康観察とは、日々の継続的な心身の観察の実施によって、健康問題の早期発見・早期対応や感染症などの集団発生の予防を図るとともに、児童生徒等が自他の健康に興味・関心を持ち、健康の自己管理能力を育て、円滑な教育活動を推進することを目的として行い、その結果を児童生徒等の教育活動の調整及び健康問題解決のため、健康相談や健康相談活動、保健指導に活かす活動である。

【解説】

学校における健康観察は、子ども達の教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。健康観察の目的は¹⁾、「①子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。②感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。③日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に興味・関心を持たせ、自己管理能力の育成を図る」である。また、健康観察は、学級担任、養護教諭などが子どもの体調不良や欠席・遅刻などの日常的な心身の健康状態を把握するために行うものであり、学級担任等により毎朝行われる健康観察は特に重要であると指摘している（2008年中央教育審議会答申）。さらに、学校保健安全法第9条に、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする」と規定された。このように、健康観察は保健指導の前提としても欠かせない活動であることが法的に位置づいた。

健康観察の機会は、朝や帰りの会はもとより、授業中、休憩時間、給食、保健室来室時、部活動中、学校行事、放課後等すべての教育活動において行われるものである。また、健康観察は、学級担任や養護教諭が中心になり、教職員の連携の下で実施すべきものであることから、目的、実施方法、結果の活用などについて全教職員が共通認識を持つことが重要である。身体状況等の把握は日常の児童生徒の姿を把握してこそ変化に気づくことができることから、いじめや虐待、暴力行為等々常に危機管理意識を持って観察することが必要となる。

養護教諭は、学級担任等による健康観察結果を踏まえて、救急処置、健康相談、保健指導、結果の集計・分析などを行うとともに、児童生徒の健康状態を把握し、集団の健康問題（感染性疾患、食中毒等）や児童生徒個々の心身の健康問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、保健管理や保健教育につなげることが重要である。また、養護教諭の専門性を踏まえて、全教職員に健康観察の意義や目的、方法や手順、視点、評価などについて周知することも重要である。

健康観察の結果は、児童生徒の健康に関する個人情報であることから、健康観察表やファイル、データなどの取り扱いには十分配慮する必要がある。

文 献

1)文部科学省：教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応，6, 2009

○林典子：健康観察，三木とみ子編集代表「四訂養護概説」，ぎょうせい，2009

24. ヘルスアセスメント health assessment

キーワード：健康状態，健康課題，アセスメント，査定，養護診断，
フィジカルアセスメント，心理・社会的アセスメント

【定義】

ヘルスアセスメントとは、養護教諭が児童生徒等についての身体的・心理的・社会的な側面に加え、生活習慣などの情報を収集・分析した結果、心身の健康や発育発達の状態を総合的に査定することである。ヘルスアセスメントは、養護教諭の処置・対応の根拠や必要性を判断するためには養護診断に先行して、または、養護教諭の判断や対応の結果を評価するものとして行われる。

【解説】

「アセスメント」という用語は、当該の学問に基づいて、収集した人やことの状態、事象に関する情報を吟味し、査定あるいは分析・解釈すること¹⁾の意で用いられ、養護教諭はその職務を遂行する上で様々な対象や場面においてアセスメントを行っている。

他方、ヘルスアセスメントという用語は、問診・視診・触診・打診・聴診といった技術を用いて、全身の健康状態を査定するという行為を意味し、医学では医学上の問題を、看護では看護上の問題を決定する際に用いられてきた。看護学大事典では、ヘルスアセスメントを「系統的に全身の状態を的確に把握し、身体的、心理的、社会的な側面から身体の健康レベルを査定すること。」²⁾と説明している。

養護教諭については、従来、ヘルスアセスメントという用語をとりたてて意識しては來なかつたものの、救急処置や健康相談活動、健康診断等々で児童生徒等の心身の健康状態や発育発達の査定を行ってきた。そのような中、保健体育審議会答申（1997年）や中央教育審議会答申（2008年）において、養護教諭は、児童生徒の心身の健康課題についての早期発見と対応が期待され、学校保健安全法（2009年施行）では、健康相談を担うこととなった。そのため、さらなるヘルスアセスメント能力の向上が求められるようになり、近年では、養護教諭養成教育や現職研修においてもヘルスアセスメントの知識や技術が教授されるようになっている。しかし、養護教諭が行うヘルスアセスメントは、医師や看護師とは異なり、児童生徒の健康上の課題を教育活動の一環として取り組む必要のあることから、医学・看護で用いられるような狭義のヘルスアセスメントではなく、教育の目的である人格の形成や発育発達等に関する児童生徒の状態の査定も含むと考えられる。また、養護教諭は、身体的（フィジカル）・心理的（メンタル）・社会的（ソーシャル）なアセスメントの他、生活習慣に関する視点でもアセスメントを行い、心身の健康状態や発育発達の状況を査定している。そのため、養護教諭は、児童生徒から直接情報を収集するだけでなく、他教職員や保護者、地域の関係職員等から多角的に情報を収集し、それを基に総合的にアセスメントすることが重要である。それゆえ、養護教諭が行うヘルスアセスメントの内容や方法、用いられる技術については、今後さらなる検討が必要である。

なお、ヘルスアセスメントは、養護教諭の活動過程（No.5 参照）の一部であり、かつ養護診断（No.7 参照）に先行して行われるものであるため、併せて参照されたい。

類義語

査定：調査または分析して決定すること。

文 献

- 1)日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第一版＞， 25， 2007
 - 2)看護学大辞典：ヘルスアセスメント， 2636， 医学書院， 2010
- 三木とみ子：健康相談活動に生かすヘルスアセスメント， 三木とみ子・徳山美智子編集「健康相談活動の理論と実際」， 97-101， ぎょうせい， 2007
- 遠藤伸子：来室者のヘルスアセスメントはどうにすべきか， 三木とみ子編集代表「保健室経営マニュアル」， 76， ぎょうせい， 2008
- Jill Fuller Jennifer Schaller-Ayers, HEALTH ASSESSMENT～ A NURSING APPROACH～ SECOND EDITION, 2001

25. 健康課題 health issues and challenges

キーワード：健康問題、社会環境、生活環境、健康の保持増進、発育・発達

【定義】

健康課題とは、児童生徒等の健全な発育・発達や、人々の心身の健康に影響を及ぼす事柄のうちで、健康の保持増進及び回復改善にむけて取り組む必要のあるものである。

【解説】

社会環境や生活環境の急激な変化は、児童生徒等の心身の健康にも大きな影響を与え、健康課題を変化させている。現代的な健康課題には、生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症などが新たな課題となっている（2008年中央教育審議会答申）。これらの健康課題は、単に個人の課題としてとらえるだけでなく、学校、家庭、地域社会の課題としてとらえ、連携して組織的に児童生徒等の健康づくりに取り組んでいくことが求められている。このように、児童生徒期に生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を養うことは、ヘルスプロモーションの理念に基づいているといえる（1997年保健体育審議会答申）。

学校の健康課題には、その学校固有の課題もある。そのため、養護教諭は、社会全体の健康課題を情報として把握しながら、各学校の現状を策定（把握、分析、評価）し、自らの学校の健康課題として捉え、解決すべき優先順位を判断して、その具体的方策を検討し予防に取り組む必要がある。

このように養護教諭が自校の健康課題を把握することは、保健室経営の前提ともなり、養護教諭のすべての活動につながるものといえる。そのため、保健室利用状況や日常の欠席状況、健康観察、健康診断結果等から専門的な視点で捉えた情報をもとに、解決的に支援するだけではなく、予防的な支援や健康増進の視点も含めて取り組むべき方策を検討していく必要がある。

さらに、現代的健康課題の深刻化・複雑化、多様化をふまえると学校全体の問題として幅広く取り組む必要がある。そのため、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域関係機関との連携は欠かすことができない。また、学校全体の健康課題とともに個別的な健康課題に対しても丁寧に対応していく必要がある。健康課題と関連させて、健康相談（学校保健安全法第8条）、保健指導（学校保健安全法第9条）を実施する際には、養護教諭は関係者間のコーディネートを担う必要がある。

なお、問題（Problem）と示した場合、「～できない」「～がダメ」な現象・状態・状況とマイナスイメージでとらえることが多い、児童生徒においてもその傾向がある。そのため、問題を健康増進のための課題（Issue）ととらえ、その状況を解決・回避・低減するために今後必要な具体的な方策を考えて示していく必要がある。例えば、「夜寝るのが遅い」「朝起きられない」「朝ご飯を食べない」などの問題に対して、「早寝・早起き・朝ごはん」という方策は、「～ができない」という視点ではなく、健康増進のためには「～をしましょう」「～をするといいね」という具体的な解決策を示していることになる。

文 献

- 保健体育審議会：「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」（答申），1997
- 中央教育審議会：「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答申），2008
- 財団法人日本学校保健会編：学校保健の動向－平成17年度版－，2005

26. 健康教育 health education

キーワード：保健教育、保健学習、保健指導、学校健康教育

【定義】

健康教育とは、健康にとってよい行動が自発的にとれるように計画された学習経験の組み合わせである¹⁾。学校では保健教育という語が用いられるが、保健教育には、教科としての保健学習と教科外で行われる保健指導が含まれる。学校における健康教育は、一般に保健教育よりも広い概念であり、保健教育のほかに安全教育、学校給食・食育、体力づくりなどを含むものである。

【解説】

定義に示した考え方は、学校のみならず、地域、職場、医療等のいろいろな場での健康教育に共通するものと言える。自発的という言葉から、健康教育は、教育者が一方的に働きかけをするものではなく、学習者自身が学びに参画していくものであることや、計画的なものであること、多様な学習経験によって行なわれることが示されている。

わが国では、健康教育という用語は日本医師会を除いて使用されておらず、学校保健では保健教育を、公衆衛生と労働衛生では衛生教育を用いることが主であった。現在、学校では一般に保健教育という語が用いられており、教科として行なわれる保健学習と教科外で行なわれる保健指導が含まれている。

教科として行なわれる保健学習の中心となるのは、小学校は体育科「保健領域」で、中学校は保健体育科「保健分野」で、高等学校は保健体育科「科目保健」で行なわれる学習であり、その学習内容は、学習指導要領に系統的に示されている。また、理科、家庭科、社会科、生活科などの関連教科と呼ばれる教科の中でも健康に関連する学習内容が教えられる。さらに、教科ではないが、総合的な学習の時間や道徳においても、健康に関連する学習が行なわれる。一方で、教科外で、特別活動やその他の時間において、保健指導が行われる。

なお、小学校・中学校・高等学校学習指導要領では、総則において、学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとすること、心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（中学校は保健体育科、高等学校は「体育」及び「保健」）の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとすること、また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならないことが示されている。

1988年に文部省（現在の文部科学省）体育局に、学校健康教育課が誕生し、学校における健康教育の考え方が、保健教育より広く、保健教育のほかに安全教育、学校給食・食育、体力づくりなどを含む広い概念として捉えられるようになった。

文献

- 1) Green, L.W. et al. Health education planning: A diagnostic approach. 7, Mountain View, CA: Mayfield Publishing Co. 1980
(We define health education as follows:" Health education is any combination of learning experiences designed to facilitate voluntary adaptations of behavior conductive to health."の和訳)
- 日本健康教育学会編：健康教育－ヘルスプロモーションの展開－、保健同人社、2003
- 文部科学省：小学校学習指導要領解説総則編、2008

27. ヘルスプロモーション health promotion

キーワード：オタワ憲章、健康推進活動、健康促進活動、ヘルス・フォー・オール(HFA)、保健体育審議会、健やか親子21、健康づくり/健康増進、主体的な参加、ヘルス・プロモーティング・スクール、ヘルシースクール、PRECEDE-PROCEEDモデル

【定義】

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康とその健康決定要因をコントロールする能力を高め、それによって自らの健康を改善できるようになるプロセスである。（バンコック憲章2005）

【解説】

ヘルスプロモーションは、健康を個人の責任にせず、健康的な行動が出来るようなライフスキルを身につける「教育的な働きかけ」や、身につける実践が容易に出来るように学校や家庭、地域社会等の「環境に働きかける活動」を組織的に行うことである。日本では健やか親子21、健康増進法等の核となる理念である。

WHOは、学校を舞台に総合的な健康推進活動を展開させる運動（HPS:Health Promoting School）を1980年代から世界に向けて提案している。HPSは、6つの基本要素（健康についての学校の方針、学校の物理的環境、学校の社会的環境、個人の健康に関するスキルと実践力、地域の連携、ヘルスサービス）が重要とされている。

また、主体的な参加が、すなわち子どもや市民が「健康を創り出す主体者は『私』である」という自覚で参加し、計画—実践—評価に責任を持って携わることが重要とされている。

組織的な健康推進活動を効果的に進めるためには、健康行動の教育診断や環境の影響評価、組織の活動評価が必要であり、PRECEDE-PROCEEDモデルが多くの国、地域や社会で用いられている。PRECEDEとは、Predisposing, Reinforcing and Enabling Constructs in Educational/environmental Diagnosis and Evaluation（教育や環境の診断と評価における準備・強化・実現要因）の頭文字で、このプロセスは事前診断と捉えられる。PROCEEDとは、Policy, Regulatory, and Organizational Constructs in Educational and Environmental Development（教育や環境の開発における政策・法規・組織要因）の頭文字で、PRECEDEに続いて行われる評価のプロセスである。

社会的な流れを受けて、保健体育審議会答申（1997年）で言及され、高等学校の教科書にも掲載されている概念である。

ヘルスプロモーションは養護教諭にとっても重要な理念のため、本学会の養護教諭の定義においても「養護教諭とは、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う」と強調されている。（No.3 養護教諭参照）

今後もヘルス・プロモーティング・スクール、ヘルシースクールの実現を目指した養護教諭の活動が期待される。

文献

- 1)厚生省労働科学研究分担研究報告書：<http://homepage1.nifty.com/PRECEDE-PROCEED/>
- 2)鎌田尚子：6.学校保健とヘルスプロモーション、「学校医・学校保健ハンドブック」，29-35，文光堂，2006
- 3)衛藤隆：日本健康教育学会会長講演、日本健康教育学会誌、vol.14 suppl., 26-27, 2006
- 4)ヘルスプロモーションスクールをめざして：学校におけるヘルスプロモーションのガイドライン（ヘルスプロモーションスクールの規約とガイドライン 第2版）ヘルスプロモーション健康教育国際連合（IUHPE : International Union for Health Promotion and Education）www.iuhpe.org

28. 組織活動 school health organization

キーワード：学校保健組織，校務分掌，連携，学校保健委員会，地域学校保健委員会

【定義】

学校保健における組織活動とは、児童生徒等の健康の保持増進にむけて、保健管理と保健教育を有機的に関連づけ、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の協力の下、学校・家庭・地域社会の三者が互いに連携しながら活動することである。

【解説】

「組織」とは、「二人以上の人々の意識的に調整された活動や諸力の体系」とバーナードが定義しており、組織が成立する3要素として「共通の目的」「協働する意志」「コミュニケーション」をあげている¹⁾。

学校保健組織は、学校保健の3領域の一つに位置づけられ、保健管理、保健教育を支えるものである。学校保健組織活動は、「学校保健の全てについていろいろな問題を発見し、それらの問題を自分たち自身のものとし、これを自主的に効果的に解決するために、学校及び関連する集団の人的、物的、行政的な資源を活用して実行していく過程をいう」とある²⁾。また、組織活動は、開かれた学校の視点から、今後、重要性が増す³⁾であろう。

学校保健組織には、教育目標を達成するために全教職員が教育活動を推進するために必要な分担をする組織である「校務分掌」と、与えられた目的のために委員で構成する合議制会議である「学校保健委員会」、児童生徒会活動における「児童生徒保健委員会」、PTA活動における「保健部」などがある。

校務分掌による学校保健の担当部署である分掌部会「保健部」(学校により名称が異なる)は、保健主事、養護教諭などの複数の教職員により構成され、学校における保健活動の核となり、企画・運営・評価などの推進にあたる。学校保健委員会は、1958年に学校保健法が公布されたことを機会に、体育局長通達(1958年6月16日文体保第55号)で実施すべきこととされており、1972年と1997年の保健体育審議会答申において学校保健委員会の重要性が示されている。また、「学校における健康の問題の研究協議と児童生徒の心身の健康つくりの推進」に重きを置くとともに、学校教職員、保護者、地域保健関係者、児童生徒などの代表者で構成し、保健主事が中心となり養護教諭の協力の下で計画的に開催されるものである。学校保健委員会には、拡大された学校保健委員会として、地域保健委員会、校区保健委員会なども必要に応じて開催している。児童生徒保健委員会は、特別活動における児童会・生徒会活動における「異年齢集団による交流」として、児童会・生徒会活動のねらいを踏まえ、会員である児童生徒により構成して、保健という側面からよりよい学校生活づくりに取り組む組織である。

組織活動の推進にあたっては、共通の目的に向かって、連携し、計画的に推進することが望まれる。中央教育審議会答申(2008年)では、「多様化・深刻化している子どもの現代的健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となる」、その推進に当たって、「養護教諭を中心として担任教諭等及び医療機関など学校の内外の関係者と連携しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされること」と示され、養護教諭の役割を明記している。

2008年に学校保健法から学校保健安全法に改正されたことを機に、従来、学校保健の中に位置づけられていた学校安全が、安全の重要性から学校保健と学校安全が分離して示された。従つて、学校安全組織は学校保健組織と同じような形態となっている。

文 献

- 1)金井壽宏：経営学入門シリーズ「経営組織」、18、日本経済新聞出版社、2012
 - 2)江口篤寿：学校保健大辞典、725、ぎょうせい、1996
 - 3)三木とみ子：四訂養護概説、256、ぎょうせい、2009
- 日本学校保健会：保健主事の手引き 三訂版、71-78、2004
- 文部科学省：小学校学習指導要領解説特別活動編、64-75、東洋館出版社、2008
- 文部科学省：中学校学習指導要領解説特別活動編、64-75、ぎょうせい、2008

29. 支援 support

キーワード：自立支援、特別支援教育、指導、チーム支援、ソーシャルサポート

【定義】

支援とは、人々の活動を援助しサポートすることであり、養護教諭として行う支援は、児童生徒一人一人の課題に応じて、直接的・間接的に本人を支え助けて発育・発達を促すことをいう。

【解説】

一般に、支え助けることを「支援」という（広辞苑）が、今日のその概念は1981年の国際障害者年以降のノーマライゼーションや人権という世界的な動きの中で、障害者の自立を支え共生する考え方として広がってきた。「発達障害者支援法」第2条では「発達支援」を「発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助」と定義づけている。

学校教育では、2007年に学校教育法の第8章（第72条～第82条）に位置づけられた「特別支援教育」においてこの語が用いられている。特別支援教育は「障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」という視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」と定義されている。そして長期的に一貫した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を策定し効果的な支援を進めることとされている。

一方、障害の有無にかかわらず、教師が行う教育的行為をさす言葉として「指導」に加えて、「支援」が用いられることがある。「指導」と「支援」の定義は明確にされていないが、「『指導』という言葉の語感に、教員を中心に上下関係の中で児童生徒を『教え導く』イメージがあり、それに対して『支援』には、子どもを中心に考えて、周囲から『支え、応援する』イメージがある」¹⁾ととらえられている。そのため、子どもの自主性を尊重する学力観のもとで、教え込みの指導を廃し「学習を支援する」という言葉が好んで用いられた時期もあった。しかし学習指導要領では一貫して「指導」が用いられており、「支援」は教師が授業のねらいや場面に応じて指導の一形態として使うことが多い。これは援助・手助けにとどまらず、子どもの力を引き出し伸ばしていく教育の一方法であると言える。

養護教諭は、心身の健康課題のある児童生徒や、保健室を訪れる児童生徒の課題を解決し、発育・発達を促すために、直接的には健康相談活動や保健指導等により本人を支え助ける。また本人を取り巻く環境に働きかけるなど間接的な支援も行う。その際、保護者や関係教職員その他学校内外の関係者との連携が重要であり、組織的に支援の計画（方針）を立て、それに基づいた支援を行う必要がある。中央教育審議会答申においては、養護教諭は健康課題の解決に当たり、それらの連携においてコーディネーターの役割を担う必要があると示されている²⁾。また「生徒指導提要」では、問題行動等の解決のためにチームによる支援が必要であるとし、養護教諭については、学校の状況やケースに応じてケース会議の一員となったり、またチームの連絡・調整役（コーディネーター）を務めたりすることがあると述べられている³⁾。

ハウスによると、支援には①情緒的支援、②道具的支援、③情報的支援、④評価的支援の4種類の行動があるとされる。また、危機に遭遇した人が周囲の人々との支援的人間関係により支えられることや、日常生活でのストレスや健康に及ぼす影響が他者とのつながりにより緩和されることなどからソーシャルサポートという視点も重要である（看護大事典）。

文献

- 1)独立行政法人国立特殊教育総合研究所：同研究所プロジェクト研究（2004～2005）「個別の教育支援計画」の策定に関する実際的研究、6、2006
- 2)中央教育審議会：「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答申）、2008
- 3)文部科学省：生徒指導提要 チームによる支援、128-130、2010

30. 連携 cooperation/ coordination

キーワード：協力，協働，情報連携，行動連携，組織的，ネットワーク，コーディネート

【定義】

連携とは、多様な分野の個人や組織が、同じ目的に向かって、異なる立場でそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連絡をとり、協力し合って取り組むことである。

【解説】

連携において重要なことは、各自が自分の担うべき役割をしっかりと果たしつつ、個人や組織・関係機関が課題を共有し、その課題解決を図るために同じ目的に向かって取り組むことである。さらに、問題・課題によっては専門機関とチームを組み、支援を得るなどして協働することも必要となる。「協働」とは、協力して働くこと（広辞苑）である。すなわち、立場の異なる主体（専門家や組織等）が、それぞれの価値や能力を理解し、尊重しつつ、対等なパートナーとしてともに力を合わせて課題に取り組むことである。

児童生徒の心身の健康について、その問題・課題が多様化し、重複化・重度化して深刻さを増している現在、学校にはその対応にむけた多角的な機能が求められており、今までにも増して、学校内外の関係者や関係諸機関との連携が必要とされている。また、児童生徒は地域に生活する存在であり、健康に関する問題・課題は学校だけのこととして解決できるものではなく、家庭（保護者）はもとより地域社会との連携は必要不可欠である。

2001年 の「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議」の報告では、問題行動への対応の基本的な考え方として、学校と関係機関との連携の必要性について述べているが、あえて、「情報連携」、「行動連携」という言葉を用い、連絡や「単なる情報交換のみの連携（情報連携）」だけではなく、「相互に協力して一体的な対応を行って行動につなげていく連携（行動連携）」の重要性を強調している¹⁾。

また、中央教育審議会答申（2008年）では、「学校における健康・安全に係る取組は、その性質上、家庭との連携、地域との連携が強く求められるものであり、健康・安全における連携は、学習指導面や生活指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を築く上でも重要な役割を果たすものとして位置付けられる。」と指摘している。そこで、2008年6月に公布された学校保健安全法では、第10条（地域の医療機関等との連携）として「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」と規定された。

このような中で、養護教諭は校内の多様な職種（学級担任、学校三師、スクールカウンセラー、栄養教諭など）と情報を共有するとともに、それぞれの役割の特性を十分に發揮して、組織的に学校保健活動を展開していくなければならない。と同時に、学校外の連携においても、関係する組織・機関や専門家とのパイプ役として養護教諭の存在と役割は重要である。

養護教諭は、地域や専門機関と日常的に積極的なネットワーク（複数の要素が互いに接続された網状の構造）づくりに努め、それぞれの機能や特性を熟知したうえで、必要な時期（タイミング）に必要な対象（組織・機関・専門家）と適切な方法で連携し、目標達成に向けて統合的・組織的に取り組みを推進するというコーディネーターとしての役割も求められている。

なお、養護教諭が学校内外の連携を図っていく場合には、「学校から提起する情報については、児童生徒の個人情報の保護などの情報管理について十分な配慮をすること」²⁾を忘れてはならない。

文 献

- 1)文部科学省：少年の問題行動等に関する調査研究報告『心と行動のネットワーク』一心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ—、1・2、2001
- 2)徳山美智子：5 外部からの人材活用及び関係機関との連携、三木とみ子編集代表「三訂養護概説」、271、ぎょうせい、2005

31. コーディネート coordinate

キーワード：個人、組織、連絡・調整、調整能力、有機的、統合的、連携、協働

【定義】

コーディネートとは、個人や組織等、異なる立場や役割の特性を引き出し、調和させ、それぞれが効果的に機能しつつ、同じ目標に向かって全体の取り組みが有機的、統合的に行えるように連絡・調整を図ることである。このような連絡・調整役をコーディネーターという。

【解説】

コーディネートには、「物事を調整し、まとめること。調和を考えて全体を統一すること」（大辞林）という意味がある。文部科学省では、2001年より実施してきた「産学官連携活動高度化促進事業」において、研究開発マネジメントや新技術の事業化などに関する知識や実務経験を有し、企業ニーズと大学等シーズのマッチングや産学官共同プロジェクトの企画・調整など、企業・地域社会と大学との橋渡し役を務める専門人材（産学官連携コーディネーター）を活用している。

産学官連携コーディネーターの活動は、大学等のシーズ（技術、ノウハウ、アイデアなど）と企業ニーズのマッチングから大学内外における産学官連携体制の構築支援、大学等シーズ創造の促進、目利きによるシーズから事業化へのつなぎを行うなど多岐にわたり、科学技術から経営までの幅広い知識、マネジメント能力やコミュニケーション能力などの多様な能力に加え、経験や人脈などが求められている¹⁾。

学校においては、ノーマライゼーションの進展によって「特別支援教育コーディネーター」が置かれるようになり、児童生徒への適切な支援のために、関係する係や専門家、関係機関、NPO組織等々のネットワークを構築し、連絡・調整する役割を担う者として位置づけられている²⁾。

養護教諭に関しては、保健体育審議会答申（1997年）において、養護教諭に求められる資質として「調整能力」が明記された。学校保健活動の推進において、児童生徒の心身の健康課題解決のために多様な職種が導入されている現在、校内の様々な組織の取組みを相互に有機的に関連させるとともに、学校外の関係者や 地域保健・地域医療・福祉等々との連携や協働も必須のことであり、養護教諭や保健主事には、学校保健活動推進の要として連絡・調整を図る役割（コーディネーター）を担うことが期待されている。

中央教育審議会答申（2008年）では、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要になっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要があると示された。

特別支援教育コーディネーターを参考にすると、養護教諭に求められるコーディネートの力は児童生徒への適切な支援のために、関係する係や専門家、関係機関、NPO組織等々のネットワークを構築し、連絡・調整する役割を担うことと捉えられる。また、産学官連携コーディネーターの役割からは、学校内外における連携体制の構築支援、マネジメント能力やコミュニケーション能力などの多様な能力に加え、経験や人脈などが求められていることがわかる。

このようなコーディネート能力が養護教諭の日々の活動にも必要であることを認識するとともに、意識的にコーディネートする能力の向上を図る必要がある。

文献

- 文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課：産学官連携コーディネーターの成功・失敗事例に学ぶ—産学官連携の新たな展開へ向けてー、2009
- 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議：今後の特別支援教育の在り方について（最終報告），2003

32. 危機管理 risk management and crisis management in school

キーワード：リスク・マネジメント，クライシス・マネジメント，未然防止，予知・予測，再発防止，危機管理体制，危機判断，危機介入，危険等発生時対処要領

【定義】

学校における危機管理とは、児童生徒等ならびに教職員の生命や心身、学校組織などに生じる危機的状況に対処するため、危機の予知・予測と未然防止、危機発生時の対応から事後の対応及び再発防止までを含めた一連の活動サイクルである。

【解説】

危機管理は、事前の危機管理（リスク・マネジメント）と事後の危機管理（クライシスマネジメント）の2つの側面に分けられる。前者は、事件・事故の発生を極力未然に防ぐを中心とした危機管理であり、危険の発生を予知し、未然に防止したり、早期に危険を発見したり、その危険を確実に除去することに重点が置かれている。後者は、万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発防止と通常の生活の再開にむけた対策を講じることを中心とした危機管理であり¹⁾発生した危機への対処と拡大防止および再発防止のための対策に重点をおき、PDCAサイクルに基づき展開していく。

学校における危機管理の発想は、学校教育がめざす児童生徒の人間形成に役立つ具体的な方法論となるように期待されている。従って、その目的は、①児童生徒等並びに教職員の生命や心身の安全を守ること、②児童生徒等と教職員の信頼関係を維持すること、③学校という組織体としての動搖を防ぎ学校の正常な運営を維持すること、④保護者や地域の人々の学校に対する信用や信頼を守ることである²⁾。また、その対象となる事項は、児童生徒等並びに教職員に関すること、その他、自然災害、原発事故、情報漏えい等が挙げられる。

学校における危機管理は、学校保健安全法第26条「学校安全に関する学校の設置者の責務」（加害行為には児童生徒同士による傷害行為も含まれる）、第29条「危険等発生時対処要領の作成等」事故等により児童生徒等に危害が生じた場合、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする、第30条「地域の関係機関等との連携」と関連している。これらを踏まえ、養護教諭は、学校の実態に見合った「危険等発生時対処要領」の作成に専門的な立場で参画し、シミュレーション訓練を実施すること、そして、災害や事件・事故発生時における心のケアの基本的理解や危機発生時の健康観察の方法について校内研修を深めること、学校内外の連携を強化し、平常時から組織的な体制整備を図ること、学校安全の概念が拡大されたことを共通理解し、学校経営の基盤となる学校保健経営並びに保健室経営に組み込むことは重要なことである。その際、学校における危機管理と守秘義務の遵守、守秘義務より優先されることについて共通理解を図っておくことが望まれる。

さらに児童生徒等が自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようとする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校教育活動全体で取り組むことが重要である。

文 献

- 1)文部科学省：学校の安全管理に関する取組事例集、1、2003
- 2)徳山美智子：四訂養護概説、三木とみ子編集代表、292-301、ぎょうせい、2009
- 嶋崎政男：生徒指導の危機管理、学事出版、1998
- 齊藤歎能、渡邊正樹：学校安全と危機管理、大修館書店、2006
- 文部科学省：子どもの心のケアのために、2010
- 坂根健二：学校の危機管理最前線、教育開発研究所、2010
- 文部科学省：生徒指導提要、教育図書、2010